七十三　レポ形式の取引　担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻し又は売戻条件付売買をいう。

七十四　適格金融資産担保　次に掲げるものをいう。

イ　現金及び預金

ロ　金

ハ　政府債

ニ　指定国以外の国の中央政府並びに中央銀行、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関が発行した債券であって、適格格付業者により付与された格付に対応する信用リスク区分が1―4以上であるもの

ホ　ハ及びニに掲げる債券以外の債券であって、適格格付業者により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3以上であるもの

ヘ　適格格付業者により付与された格付に対応する信用リスク区分が5―3以上である短期の債券

ト　適格格付業者が格付を付与していない債券であって、次に掲げる全ての条件を満たすもの

(1)　発行者が第十九条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第三十条又は川上連結告示第三十一条に掲げる主体であること。

(2)　取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。チにおいて同じ。）、店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。チにおいて同じ。）又は外国金融商品市場（法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。チにおいて同じ。）において売買されていること。

(3)　他の債権に劣後するものでないこと。

(4)　発行者が負っている同順位の債務に対し、適格格付業者が、4―3又は5―3の信用リスク区分に対応する格付を下回る格付を付与していないこと。

(5)　金融商品取引業者が、当該債券の信用度が信用リスク区分において4―3又は5―3を下回ると信ずるに足る情報を有しないこと。

(6)　当該債券に十分な流動性があること。

チ　上場株式（取引所金融商品市場、店頭売買有価証券市場又は外国金融商品市場において売買されている株式をいう。第十三条の二第二項において同じ。）

リ　投資信託その他これに類する商品（以下この号において「投資信託等」という。）であって、次に掲げる全ての条件を満たすもの

(1)　投資対象がイからチまでに掲げる資産に限定されていること。ただし、当該投資信託等が投資している資産のリスクをヘッジするために派生商品取引を用いることを妨げない。

(2)　当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

第二条第一項を次のように改める。

府令第百七十七条第一項第六号に規定する金融庁長官が定めるものは、次章第四節に定めるところにより自己資本控除とされるものをいい、当該自己資本控除されるものの額は、同節に定めるところにより算出した時価額とする。

第四条第六項第一号中「同表に定める率」の下に「（原資産が証券化証券等である場合は、第十四条の二に規定する信用リスク区分に応じたリスク・ウェイト）」を加え、同条第十項中「次の表に掲げる有価証券等」の下に「（証券化証券等を除く。）」を加える。

第五条第一項中「変換の上」を「変換した額を当該派生商品についての時価額とみなし」に改め、同条第四項の表を次のように改める。

区　分	率（パーセント）
指定国の代表的な株価指数	零
その他の株券等	八

第五条第五項中「次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率」を「十六パーセント」に改め、同項の表を削る。

第六条第一項中「変換の上」を「変換した額を当該派生商品についての時価額とみなし」に改め、同条に次の二項を加える。

7　クレジット・デリバティブによりヘッジを行ったポジションに関する個別リスク相当額の相殺の要領は次の各号に掲げるものとする。

一　金融商品取引業者は、次のイ又はロに掲げる場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であって、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるときは、双方のポジションを完全に相殺することができる。

イ　ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の商品であるとき。

ロ　現物のロング・ポジションをトータル・リターン・スワップでヘッジを行う場合又はその逆の場合であって、トータル・リターン・スワップの参照債務及び当該現物資産が完全に同一であるとき。

二　金融商品取引業者は、次のイからホまでに掲げる全ての要件を満たす場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であって、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるとは認められないときは、個別リスク相当額の高い方のポジションの八十パーセントと他方のポジションの全額を相殺することができる。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債に支払額を固定する条項、第十九条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第百一条に規定する場合その他の制限的な支払条項が存在する場合には、その影響を相殺割合について考慮しなければならない。

イ　現物のロング・ポジションをクレジット・デフォルト・スワップ若しくはクレジット・リンク債でヘッジを行った場合又はその逆の場合であること。

ロ　ヘッジ対象ポジションの資産が、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参照債務及び信用事由判断のための参照債務に含まれていること。

ハ　ヘッジ対象ポジションの資産とクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債のマチュリティが同一であること。

ニ　クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参照債務及び信用事由判断のための参照債務に、ヘッジ対象ポジションと同一の通貨建ての債務を含んでいること。

ホ　クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由、決済方法その他の主要な契約条件に基づき、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の価格変動幅がヘッジ対象ポジションの価格変動幅と大きく乖離していないこと。

三　金融商品取引業者は、次のイからニまでのいずれかに掲げる場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値が通常反対の方向に動く場合は、個別リスク相当額の高い方のポジションのみを自己資本賦課の対象とすることができる。

イ　ヘッジ対象ポジションの資産が参照債務に含まれていないことを除き、第一号ロに該当する場合。ただし、当該参照債務と当該ヘッジ対象ポジションの資産は第十九条第一項又は第二項において準用する川上連結告示第九十六条第五号に掲げる条件を満たさなければならない。

ロ　ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の通貨建てでないこと又はマチュリティが同一でないことを除き、第一号イに該当する場合

ハ　ヘッジ対象資産がクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債と同一の通貨建てでないこと又はマチュリティが同一でないことを除き、前号イからホまでに掲げる全ての要件を満たす場合